

登別市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「登別市総合計画第3期基本計画」及び「登別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づき、登別市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と協働して行うU I J ターン新規就業支援事業における移住支援金の交付について、北海道U I J ターン新規就業支援事業実施要領（以下「道実施要領」という。）、地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）及び法令等の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、予算の範囲内において交付するものとし、単身の申請の場合にあつては60万円、世帯の申請の場合にあつては100万円とする。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号又は第3号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第4号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であつて移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に、登別市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 登別市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有

していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他北海道又は登別市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先について、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて道実施要領の対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

登別市に転入後1年以内に、地域課題解決型起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の予備登録申請)

第4条 移住支援金の申請を予定している者は、道実施要領の対象法人に就業する場合は、就業後1か月以内に、起業する場合は、転入後1か月以内に、前条第1号の要件を満たし、かつ前条第2号又は第3号の要件に該当する予定であることを確認し、移住支援金交付予備登録申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は先着順とし、本市の予算の範囲を超えるときは、受付を一時停止する。

3 市長は、前項の規定により受付を一時停止した場合において、移住支援金交付予備登録申請書（様式1）を先着順に補欠番号を付して補欠受付を行う。なお、移住支援金交付予備登録申請書（様式1）の取下げの発生又は不交付等の決定に応じて、補欠番号順に審査する。

（交付の申請）

第5条 予備登録申請者は、第3条の要件を満たした後、移住支援金交付申請書（様式2）、移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式3）、個人情報の取扱いに関する誓約書（様式4）、移住先就業先の就業証明書（様式5）及び本人確認書類に加え、同条各号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定及び移住支援金額の確定通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかにU I Jターン新規就業支援事業に係る移住支援金の交付決定及び金額の確定通知書（様式6）により交付決定及び移住支援金額を確定し、当該申請者に通知する。

（移住支援金の交付）

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（報告及び立入調査）

第8条 登別市は、U I Jターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の申請者及び支給を受けた者並びに移住支援金支援対象法人に対して、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び登別市が認めた場合は、この限りではない。

（1）全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に登別市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に職を辞した場合

エ 地域課題解決型起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に登別市から転出した場合

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と登別市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月11日から施行する。